山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年１０月９日（金）午前９時０６分から午前９時３９分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１１名）

農業委員	６名
推進委員	５名

４．　欠席委員（４名）

農業委員	２名
推進委員	２名

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）
日程２　会長挨拶（会長）
日程３　諸般事情報告
日程４　議事録署名委員の指名について
日程５　議第３０号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について
日程６　議第３１号山江村農用地利用集積等促進計画（第９次）に対する意見決定について
日程７　その他
日程８　今後の行事
日程９　閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員　　事務局長

７．　会議の概要

事務局長	それでは、ご起立願います。一同、礼。御着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は８名で、本日の出席委員は、６名であります。山江村農業委員会総会規則第８条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。 それでは只今より、令和８年１０月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程２「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	（会長挨拶）
事務局長	次に日程３「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。 （なしの声）
会長	ないようでしたら、私の方からよろしいでしょうか。先日ですね、９月２５日になりますけれども、農業者年金の加入推進特別研修会ということで熊本市内の方に行ってまいりました。農業者年金のですね、加入の推進をしてくださいというのが大事なお話なんですけども、その内容について、いろいろ話を聞く中でですね、感じたことを２、３お話させていただければと思います。農業者年金ということで、覚えているのも昔の話で、なかなか加入者がいない、それと加入者みんなで、農業者を支えていこうというような制度から始まったように記憶しておりますけれども、現在の農業者年金、自分の掛けた掛け金でそれを老後の足しにするというよりもですね、話の中で聞いたのは運用するというような感じで考えていった方がいいんじゃないかということです。運用と言いますと今はNISAとかいろいろiDeCoとかありますけどもそういった感じで利率も結構いいですし、自分掛けたものは確実に返ってくるというようなところで、本日お集まりいただいた中にはですね、65歳まで掛けられるということでございましたので、その対象となっていく人が、ぎりぎり私が１年あるかなというところなんですが、それでも１年でもですね、掛ければその分返ってくると、それとある程度年齢に達した場合には、利息を含めてその分が返ってくるんですよというような話がありました。残念ながら山江は農業者年金加入０ですけれども、そう言ったところもですね、説明の部分で、今後農業される方がおられれば、そういった励みとかですね、家族の経営的な助けになる部分もあるのかなというふうにも思いましたので、65歳未満の方は是非、ご検討いただければと思いますので、そういった話をですね、チラシ辺りももらっておりますので、お近くの農

	業される方、必ずしも主に農業するということでなくても大丈夫ということでしたので、運用という部分で考えれば、できるだけ多くの方がですね、加入した方が、分母が広がるというようなところだったので、おつなぎをさせていただきたいと思います。以上です。
事務局長	はい。ありがとうございました。皆さんもですね農業者年金の推進の方にご協力いただくようお願いいたします。 他にございませんでしょうか。 （なしの声）
事務局長	なければ、次の日程４に移ります。「議事」に入ります。日程４以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
会長	はい。これより、議事に入ります。まず、日程４議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は３番農業委員、４番農業委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。
会長	次に日程５、議第３０号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	それでは、議第３０号についてご説明いたします。総会資料の１ページをお開きください。議題３０号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６６条の第１項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和８年１０月９日提出、山江村農業委員会会長。２ページから３ページまでが、熊本県農業公社と出し手の解約通知書と合意解約書の写しになります。土地につきましては、（申請内容について説明）。（場所について説明）。解約の目的につきましては、今回熊本県農業公社と借り手の貸借期間が終了し、再度更新をする際に、現況が田でなく栗が植えられ樹園地として管理されているということが分かりまして熊本県農業公社の指導によりまして、貸し手と熊本県農業公社との契約内容変更が必要なため、今回元契約を解除し改めて、現況の地目で契約を結びなおすことになったものです。なお現在の借り手の方とは、今回の解約の手続きが済み次第、新規で貸借の契約がされる、申請されるということでした。内容につ

	きましては以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方から質問ございませんか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方からご質問ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員の方から何かございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	それでは採決を致します。議第３０号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いします。 （全員挙手）
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手により、議第３０号は、原案のとおり承認いたします。
会長	次に、日程６議第３１号「山江村農用地利用集積等促進計画（第９次）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	議第３１号についてご説明いたします。総会資料の５ページを開いてください。議第３１号「山江村農用地利用集積等促進計画（第９次）に対する意見決定について」令和８年山江村農用地利用集積等促進計画（第９次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、山江村村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和８年１０月９日提出、山江村農業委員会会長。次に、６ページから７ページが意見書の写しになります。８ページが総括表となっております。９ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権等の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社、公社と借り手は、いずれも１０年の契約となって

	おります。借り手の経営面積は記載のとおりです。なお今回は農地中間管理機構の特例事業（農地売買事業）による所有権移転の案件が１件ございます。次に１０ページから１１ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお案件は、新規設定２件、所有権移転１件で、総面積は16,826㎡でございます。それでは、使用貸借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。１２ページから１３ページをご覧ください。申請人に関しましては、（申請内容について説明）。１４ページに地籍図、１５ページに現況写真、それから１６ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当の農業委員と担当推進委員とともに、１０月５日に行っております。なお貸し手の方には、電話にて、確認を行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	それでは、私の方からご説明いたします。先ほど言われましたとおり、１０月５日、午前９時頃から受け手の方、担当推進委員、事務局長、事務局事務補助員、そして私の５名の方で現地確認を行いました。（場所について説明）。これまでも相対契約により今回の受け手に耕作をお願いしておられましたが、農地バンクの契約として今回農業公社を通じて、貸し付けを行うということでございました。現在、栗の作付けをされており、管理も十分に行われ問題はないと存じますので、皆様の慎重・審議をお願いいたします。以上でございます。
会長	それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、質問ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方から質疑、ご意見等ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	全体の中から質疑等ございますでしょうか。 （なしの声）

会長	はい。ないようでございますので、それでは採決を致します。新規設定１件２筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手によりまして、新規設定１件２筆分については、原案のとおり決定をいたします。
会長	続きまして、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。１７ページから１８ページをご覧ください。申請人に関しましては、（申請内容について説明）。借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。１９ページに地籍図、２０ページに現況写真、それから２１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、担当の農業委員と担当推進委員とともに、１０月５日に行っております。なお、借り手の方には電話にて確認を行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	はい。それでは、この案件も私の方からご説明いたします。先ほど申しましたとおり、１０月５日午前９時１０分頃から出し手の方、担当推進委員、事務局長、事務局事務補助員、そして私の５名で現地調査を行いました。場所につきましては、（場所について説明）。これまで別の受け手の方が、作業されておりましたが、資料記載のとおり別の受け手の方が耕作されるということであり、新規に契約するものであります。今後は飼料作物を作付けされるご予定でございまして、問題はないと存じますが、皆様の慎重・審議をお願いします。以上でございます。
会長	はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かご質問、ご異議ございますでしょうか。 （なしの声）

会長	農地利用最適化推進委員さんの方から質疑、ご意見ございますでしょうか。 （なしの声） 全体的にございますか。 （なしの声） ないようでございますので、それでは採決を致します。新規設定１件１筆分について、異議のない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） はい。ありがとうございます。全員挙手によりまして、新規設定１件１筆分については、原案のとおり決定をいたします。 ここで、次の案件は、農業委員会３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇農業委員、退席。）
会長	それでは所有権移転１件６筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、所有権移転１件６筆分につきまして、ご説明いたします。総会資料２２ページをご覧ください。所有権移転に係る申請でございます。申請人に関しましては、（申請内容について説明）。土地代金につきましては、記載のとおりとなっております。この案件につきましては、前所有者から一度、熊本県農業公社へ売買されたものを、今回、受け手農家の方へ売買（所有権移転）するものでございます。既に、地域計画の内容及びに目標地図には、今回の受け手の情報が反映されておりますので申し添えておきます。２３ページに地籍図があります。（場所について説明）。２４ページに調査書を添付しております。この件に関しましては、９月１５日に会長、担当推進委員立会いのもと、受け手の方と熊本県農業公社の売買契約手続きが行われております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明を致しま

	す。９月１５日、午前９時４０分ごろから役場一階の会議室におきまして、売買契約の手続きの立会いを行いました。出席者は出し手の農業公社、受け手の方と担当推進委員、事務局、それから私の５名で行いました。令和８年１月、３月、４月の総会で出し手から農業公社への売買案件をご審議いただいておりますが、その１０筆の土地を先ほど事務局が説明いたしましたとおり、３筆がそれぞれ合筆され、今回は２２ページ記載の６筆を農業公社から受け手に売り渡すことになります。それぞれの土地につきましては、(場所について説明)。受け手は認定農業者でもありますので、問題はないかと思いますが、審議の方をよろしくお願いいたします。
会長	担当推進の方から何かございませんでしょうか。
担当推進委員	ありません。
会長	それでは、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑ございますでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方から質疑ございませんでしょうか。
○○推進委員	一ついいですか。
会長	はい。
○○推進委員	備考の欄に地役権有っていうのが二つあるんですけど参考までに教えていただきたいのですが、どういうことなんですか。
会長	はい。事務局お願いします。
事務局長	（事務局による説明）
○○推進委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	他にございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	ないようでございますので、それでは採決を致します。所有権移転

	１件６筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手によりまして、所有権移転１件６筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	それでは、農業委員会第３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終了いたしましたので、〇〇委員の入室を認めます。 （〇〇委員、入室。）
会長	次に、日程７「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いします。 「事務局より連絡」 〇令和８年熊本地震義援金のお礼について（9/15 振込済） 〇班編成表の配布について（別紙） 〇第２四半期分報酬等支払について（10/21 振込予定） 〇各種会議出欠確認（新任委員研修、会長・代理者合同会議） 〇活動記録票の提出について 〇制度等学習会について 事務局からは以上です。
会長	他に皆さん方からないでしょうか。 （なしの声）
会長	ないようでございますので次に、日程８「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いします。 今後の行事について説明。
会長	それでは、日程９「閉会」に移ります。 以上を持ちまして、農業委員会１０月期総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

令和8年10月9日(金)午前9時39分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿